

会議の概要（議事録）

会 議 の 名 称	(番 号) 1 - 4 8	令和 6 年度第 2 回 墨田区公契約審議会		
開 催 日 時	令和 6 年 1 2 月 1 6 日 (月) 午前 1 0 時から午前 1 1 時まで			
開 催 場 所	墨田区役所庁舎 8 階 8 1 会議室			
出 席 者 数	1 4 人【委 員】谷内田 昌克、定谷 英明、出雲 洋行、斉藤 正平、鈴木 利治、阿部 かおり、村田 淳 【事務局】総務部長、契約課長、公共施設マネジメント推進課長、契約課契約係長、契約課主査 (3)			
会 議 の 公 開 (傍 聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	5 人	
議 題	令和 7 年度労働報酬下限額の設定について			
配 付 資 料	資料 1 令和 6 年度労働報酬下限額適用契約一覧 資料 2 令和 7 年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について 【参考資料】墨田区公契約条例、墨田区公契約条例施行規則			
会 議 概 要	1 開会 2 定足数の確認等 3 令和 6 年度労働報酬下限額適用契約について 事務局 (契約課長) から令和 6 年度労働報酬下限額適用契約について報告した。 4 令和 7 年度労働報酬下限額の設定についての審議 事務局 (契約課長) から労働報酬下限額の設定に関する考え方等について説明した。その後、 工事又は製造の請負契約、 業務委託契約及び指定管理協定の順に審議を行い、答申内容が決定された。 5 令和 7 年度墨田区公契約審議会について 事務局 (契約課長) から令和 7 年度の審議会日程について確認した。 委員からの主な意見とそれに対する他委員の意見・区の回答等は、別紙のとおり 答申書 (写) は別紙のとおり			
所 管 課	総務部契約課			

1 令和7年度労働報酬下限額の設定について

工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額について

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
「未熟練工」の労働報酬下限額のベースとなる単価を、公共工事設計労務単価の「軽作業員」ではなく「普通作業員」とするよう提案するが、このことについては、課題のひとつとして来年度以降も継続審議としたい。	【他委員の意見】 条例が運用され始めたばかりであるため、基本的には今年度と同様の設定で良いと思っている。労働報酬下限額の適用となる工事が完了してから、各社から情報を募り、その結果や状況に応じて検討していくのが良いと思う。 職人等のモチベーションにも関わると思われるため、熟練と未熟練で差はあった方が良いと考えているが、現在施行中の工事の状況を見て、次年度以降に検討結果を反映していければ良いと思う。

業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
条例の趣旨や労働報酬下限額の勘案事項を考えると、区の基本案が最も筋が通っていると思う。最低賃金との乖離についても承知しているが、労働報酬下限額の設定基準を曖昧にするのは、条例の適正な運用にとって良くないのではないか。	【他委員の意見】 来年度の労働報酬下限額の設定については、最低賃金の上昇幅 + α の 1,300 円前後を想定していたため、区案には驚いている。労働報酬下限額は様々なものに影響を及ぼすため、急激な上昇となると、反動も大きくなる。社会保障費等を含む事業者の負担は年々重くなり、中小企業の多い本区において、特に体力のない事業者は、事業規模の縮小を余儀なくされ、最終的には労働者に影響が出てしまうのではないか。

2 その他

委員の質疑、意見等	他委員の意見・区（事務局）の回答等
労働報酬下限額の適用案件かどうかにかかわらず、工事請負契約の予定価格は適正に積算されているのか。資材の高騰や働き方改革等に伴う人手不足の影響もあり、工期も延びてきている。建設業の経営を圧迫する様々な事象を踏まえ、事業者の育成・強化の観点からも、適正な予定価格を設定して欲しい。	【他委員の意見】 工事請負契約については、予定価格の積算のほかに、総合評価方式の適用拡大や改善について区に要望している。
業務委託契約の長期継続契約について、労働報酬下限額の上昇によって事業者側の負担が増えていく場合に、区はどのように対応するのか。契約の2年目以降に契約金額の事後的な見直しを制度的に可能か。	【区（事務局）の回答】 非常に切実な話として受け止めさせていただいた。制度設計の見直しについては、にわかには難しいと考えている。今後、他の自治体でも同様な問題が出てくると考えられるため、他の自治体とも横の連携を充実させて、情報共有や制度設計の見直しの可能性についても踏み込んで考えていきたい。

令和6年度第2回墨田区公契約審議会

令和6年12月16日(月)午前10時～
区役所庁舎8階81会議室

- 1 開会
- 2 議事
令和7年度労働報酬下限額の設定について
- 3 その他
令和7年度墨田区公契約審議会の開催について
- 4 閉会

配布資料 資料1 令和6年度労働報酬下限額適用契約一覧
資料2 令和7年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について

参考資料 墨田区公契約条例
墨田区公契約条例施行規則

		規則（第3条）該当	件名	契約の相手方（名称）	契約締結日	履行期限
1	業務委託契約	第1号（施設清掃・受付・警備・維持管理）	トイレ清掃委託（北部）	株式会社 J S K	令和6年4月1日	令和7年3月31日
2		第1号（施設清掃・受付・警備・維持管理）	トイレ清掃委託（南部）	株式会社 E L S	令和6年4月1日	令和7年3月31日
3		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（花園保育園）	株式会社レパスト	令和6年4月1日	令和11年3月31日
4		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（太平保育園）	株式会社藤江	令和6年4月1日	令和11年3月31日
5		第2号（給食調理）	墨田区立保育園給食調理業務委託（寺島保育園）	株式会社藤江	令和6年4月1日	令和11年3月31日
6		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（隅田小学校）	協立給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
7		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（二葉小学校）	東都給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
8		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（中和小学校）	協立給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
9		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（柳島小学校）	株式会社藤江	令和6年4月1日	令和11年3月31日
10		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（業平小学校）	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 東京支店	令和6年4月1日	令和11年3月31日
11		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（第四吾嬬小学校）	H I T O W A フードサービス株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
12		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（第一寺島小学校）	株式会社東洋食品	令和6年4月1日	令和11年3月31日
13		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（文花中学校、文花中学校夜間学級）	東都給食株式会社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
14		第2号（給食調理）	学校給食調理等業務委託（吾嬬立花中学校）	一富士フードサービス株式会社 関東支社	令和6年4月1日	令和11年3月31日
15		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（吾嬬第二中学校）	株式会社両国ビルサービス	令和6年4月1日	令和10年3月31日
16		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（緑小学校・緑幼稚園・柳島小学校・柳島幼稚園・曳舟小学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
17		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（言問小学校・第四吾嬬小学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
18		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（第三寺島小学校・第三寺島幼稚園）	明治企業株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
19		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（墨田中学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日
20		第3号（学校管理）	学校管理業務委託（吾嬬立花中学校）	浅草開発株式会社	令和6年4月1日	令和10年3月31日

		規則（第3条）該当	件名	契約の相手方（名称）	契約締結日	履行期限
21	工事請負契約		第四吾嬬小学校校庭整備工事	川崎ネット工業株式会社	令和6年5月28日	令和6年10月11日
22			外手小学校内装改修その他工事	株式会社勝美工務店	令和6年5月30日	令和6年11月15日
23			二葉小学校図工室ほか内装改修工事	坂田建設株式会社 東京支店	令和6年6月6日	令和6年10月31日
24			隅田小学校外壁改修その他工事	株式会社岡本工務店	令和6年6月12日	令和7年1月31日
25			横川コミュニティ会館外1施設内装改修その他工事	岡建工事株式会社	令和6年6月19日	令和7年3月31日
26			南辻橋取付道路工事	坂田建設株式会社 東京支店	令和6年6月24日	令和7年3月31日
27			両国中学校外壁改修その他工事	坂田建設株式会社 東京支店	令和6年7月3日	令和6年11月29日
28			横川コミュニティ会館外1施設内装改修に伴う電気設備工事	電工舎・山一建設共同企業体	令和6年7月8日	令和7年3月31日
29			特別区道墨119号路線（曳舟川通り）道路バリアフリー整備工事（2-1工区）	常盤工業株式会社 東京営業所	令和6年7月16日	令和7年3月14日
30			立花ゆうゆう館内装改修その他工事	岡建工事株式会社	令和6年7月25日	令和7年3月31日
31			特別区道墨122号路線緑地帯再整備工事	株式会社柳島寿々喜園	令和6年9月2日	令和7年10月31日
32			二葉小学校増築その他工事	坂田・岡本建設共同企業体	令和6年9月11日	令和8年3月31日
33			二葉小学校増築その他に伴う電気設備工事	昭電・ヤマト建設共同企業体	令和6年9月11日	令和8年7月31日
34			二葉小学校増築その他に伴う機械設備工事	浦安・タカヤマ建設共同企業体	令和6年9月11日	令和8年7月31日
35			文花テニスコート整備工事	東亜道路工業株式会社 東京支店	令和6年9月30日	令和7年6月13日
36			小梅小学校屋内運動場棟外壁改修その他工事	宮城建設株式会社	令和6年11月14日	令和7年3月31日
37			新辻橋撤去道路築造工事（その3）	坂田建設株式会社 東京支店	令和6年11月26日	令和8年2月3日

令和 7 年度労働報酬下限額の設定に関する考え方等について

1 工事請負契約

(1) 墨田区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：墨田区公契約条例第 9 条第 1 項第 1 号

労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる公契約に係る労働者等 農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価 ()

「公共工事設計労務単価」

(2) 「熟練労働者・一人親方」及び「未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者と判断する者）年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下「未熟練工等」という。）」の労働報酬下限額の設定について（案）

「熟練労働者・一人親方」と「未熟練工等」に分けて設定する。

(3) 「熟練労働者・一人親方」の労働報酬下限額について（案）

令和 7 年度の東京都における公共工事設計労務単価（1 時間あたり）の 9 0 % とする。

【参考】令和 6 年度都内公契約条例制定自治体における「熟練労働者」の労働報酬下限額の設定状況

渋谷・千代田・目黒・新宿・杉並・江戸川・中野・北・墨田 / 国分寺市	R6 公共工事設計労務単価の 90%
世田谷 / 日野市	R6 公共工事設計労務単価の 85%
足立 / 多摩市	R5 公共工事設計労務単価の 90%

(4) 東京都の公共工事設計労務単価が設定されていない職種の労働報酬下限額について（案）

「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、類似する職種の単価を準用する。

(5) 「未熟練工等」の労働報酬下限額について（案）

令和 7 年度の東京都における公共工事設計労務単価「軽作業員」の（1 時間あたり）の 7 0 % とする。

【参考】令和 6 年度都内公契約条例制定自治体における「未熟練工等」の労働報酬下限額の設定状況

渋谷・世田谷・目黒・新宿・杉並・江戸川・中野・北・墨田	1 時間あたり 1,540 円
足立	1 時間あたり 1,512 円

1 市部については、多摩市（1 時間あたり 1,250 円）

2 千代田区・日野市・国分寺市については、熟練工とそれ以外を分けて設定していない。

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 墨田区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：墨田区公契約条例第 9 条第 1 項第 2 号

労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる公契約に係る労働者等 区の区域に係る最低賃金法第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第 13 号）第 18 条第 1 項に規定する報酬の額に、同条例第 21 条第 1 項に規定する地域手当に相当する報酬を加えて得た額

【参考】令和 6 年度都内公契約条例制定自治体における業務委託及び指定管理協定の設定状況

(単位：円 (1 時間あたり))

世田谷	中野	新宿	渋谷	杉並	江戸川	足立	墨田	千代田 1	目黒・ 北
1,330	1,310	1,245	1,240	1,231	1,220	1,219	1,210	1,200	1,191

1 千代田区は、業務により 7 種設定しており、上記は専門職種以外の金額である。

2 市部については、日野市 (1,169、指定管理対象外) 多摩市 (1,169) 国分寺市 (1,139)

(多摩市・国分寺市も業務により複数設定しており、上記はその中の最も低い金額)

(2) 令和 7 年度労働報酬下限額 (案) と東京都最低賃金等の推移

現行の行政職給料表 (一) (1 級 8 号) の場合であり、今後の労使交渉の結果、区会計年度任用職員 (事務補助) の号給が変動する可能性がある。

年度	月	東京都 最低賃金 (A)	増減額	区会計年度 任用職員 (事務補助) 報酬(B)	増減額	最賃との差 (B)-(A)	労働報酬下限額 (C)	最賃との差 (C)-(A)
R4	4月	1,041円	-	1,083円	-	42円 (4.0%)	-	-
	10月	1,072円	+31円			11円 (1.0%)		
R5	4月			1,113円	+41円	1,147円		
	10月	34円 (3.0%)						
R6	4月			1,191円	+44円	78円 (7.0%)	1,210円	97円 (8.7%)
	10月					28円 (2.4%)		
R7	4月	1,163円	+50円	1,368円	+177円	205円 (17.6%)	1,389円... (基本案) R6労働報酬下限額1,210円× 会計年度任用職員(事務補 助)の報酬単価の上昇率 (14.8%)	226円 (19.4%)
							1,366円... から、R6労働報酬下限額 1,210円とR6会計年度任用職 員(事務補助)の報酬単価 1,191円の乖離分1.6%を差 し引く。	203円 (17.5%)
							1,349円... 都最賃との差をR6(8.7%)の 2倍(16%)程度にする。	186円 (16%)

墨田区公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約について基本理念を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、優れた人材を確保することができる環境の整備を図り、公契約に係る施策の基本方針を定めることにより、これに基づく公契約に関する施策を推進し、もって区民福祉の向上及び地域社会の持続的な活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区の指定を受けた者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

受注者 区と公契約を締結する者をいう。

受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の定めるところにより受注者又はアに掲げる受注関係者に次号アに掲げる労働者を派遣する者

労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2条第1号に掲げる労働者

イ 受注者又は受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者で、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

労働報酬 公契約に係る業務についての労働の報酬で次に掲げるものをいう。

ア 前号アに掲げる労働者がその雇用する受注者又は受注関係者から得る賃金

イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

(基本理念)

第3条 公契約に係る入札及び契約の手續は、透明性及び競争性を確保しながら公平かつ公正に行わなければならない。

2 談合その他の不正行為は、徹底して排除されなければならない。

3 公契約は、契約の締結から履行に至るまで環境及び経済に配慮した持続可能なものとし、地球温暖化対策の一層の推進に配慮したものでなければならない。

4 公契約は、区内企業の受注機会（資材等の調達を含む。以下同じ。）の確保及び地域社会の活性化に配慮したものでなければならない。

5 公契約は、その履行により提供されるサービス等の品質及び価格が適正なものであり、かつ、労働者等の適正な労働条件等及び労働環境が整備されるものでなければならない。

6 公契約は、契約の締結から履行に至るまで、国籍、信条、性別、障害の有無等で差別されることなく、多様性に配慮がなされたものでなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公契約に係る施策を総合的に実施しなければならない。

2 区は、環境及び経済に配慮した公契約を推進しなければならない。

3 区は、区内企業の受注機会の確保及び地域社会の活性化のため、受注可能な分野を確保し増大するよう、努めなければならない。

4 区は、公契約の履行、品質及び価格の適正性を確保しなければならない。

5 区は、公契約に係る労働者等の適正な労働条件等の確保及び労働環境の整備が図られるよう努めなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を受託する者として社会的責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、基本理念にのっとり、区が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第6条 区は、第4条に規定する責務を果たすため、公契約に係る次に掲げる施策を推進するものとする。

入札及び契約の手續に係る情報の公開に関すること。

談合その他の不正行為を排除するための措置に関すること。

環境及び経済に配慮した契約の推進を図るための措置に関すること。

区内企業の受注機会を確保するための措置に関すること。

契約の履行、品質及び価格の適正性を確保するための措置に関すること。

適正な労働条件等の確保及び労働環境の整備を図るための措置に関すること。

前各号に掲げるもののほか、基本理念を実現するために必要なこと。

(適用範囲)

第7条 次条から第13条までの規定は、公契約のうち次に掲げるものについて適用する。

工事又は製造の請負契約で、その予定価格が1億円以上のもの

工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が2,000万円以上のもので、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるもの
指定管理協定

2 前項の規定は、公契約の受注者が国、地方公共団体その他区長が定める者である場合については、適用しない。

(労働者等の労働報酬)

第8条 区は、公契約において、その受注者及び受注関係者が労働者等（最低賃金法第7条に規定する労働者を除く。第12条第1項並びに別表3の項、4の項及び6の項を除き、以下同じ。）に対し区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬（前条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約に係る労働報酬にあつては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを約定するものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で

定める。

（労働報酬下限額の決定等）

第9条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定める事項その他の事情を勘案して定めるものとする。

第7条第1項第1号に掲げる公契約に係る労働者等 農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

第7条第1項第2号及び第3号に掲げる公契約に係る労働者等 区の区域に係る最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号）第18条第1項に規定する報酬の額に、同条例第21条第1項に規定する地域手当に相当する報酬を加えて得た額

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項に規定する墨田区公契約審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、速やかにこれを告示するものとする。

（公契約において約定する事項）

第10条 区は、第8条第1項に規定する事項のほか、公契約において、別表に定める事項を約定するものとする。

（労働者等の申出）

第11条 労働者等（労働者等であった者を含む。この条及び次条において同じ。）は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われないとき、又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区、受注者又は受注関係者（当該労働者等を雇用し、又は当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。）に対しその事実の申出をすることができる。

（報告、検査等）

第12条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき、又は第8条第1項及び第10条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な

報告を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件等が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による検査又は質問（以下「検査等」という。）を行う区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第13条 区が別表12の項に定める事由による公契約の解除等（第7条第1項第1号及び第2号に掲げる公契約の解除並びに同項第3号に掲げる公契約に係る地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令をいう。以下同じ。）をしたとき（公契約の終了後に約定事項の違反が判明した場合を含む。）は、区長は、次に掲げる事項を公表することができる。

受注者又は受注関係者の氏名及び住所（その者が法人その他の団体であるときは、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

違反の内容

前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る受注者又は受注関係者に対し、当該公表に係る理由を通知し、当該受注者又は受注関係者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

（墨田区公契約審議会の設置）

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、墨田区公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

事業者団体関係者 2 人以内

労働者団体関係者 2 人以内

学識経験を有する者 3 人以内

4 審議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条及び第 14 条の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前において締結されている公契約（指定管理協定においては同日前に公募（公募によらない場合は申請に必要な事項を通知）し、締結した指定管理協定）については、この条例の規定は、適用しない。

別表

番号	約定事項	内容
1	労働関係法令の遵守	受注者は、第2条第4号アに掲げる労働者に係る労働条件に関して、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2	受注者の負う契約条件	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約又は業務委託契約を締結しようとするときは、その条件を1の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
3	社会保険への加入	受注者は、労働者等を雇用形態に応じ社会保険に加入させなければならないこと。
4	労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望する者を雇用するよう努めること。
5	労働報酬に係る受注者の連帯責任	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならないこと。
6	労働条件等の区への報告	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働条件等に関する事項を区に報告しなければならないこと。
7	労働者等に対する周知	受注者は、労働報酬下限額その他の規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は労働者等に対し当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。
8	不利益な取扱いの禁止	受注者は、第11条に規定する申出を受けたときは、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として解雇、請負契約又は業務委託契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
9	報告の求め及び検査等への対応	受注者は、第12条第1項に規定する報告の求め及び検査等に応じ、協力しなければならないこと。
10	約定事項の違反の是正の求め	区は、受注者が約定事項に違反していると認めるときは、当該受注者に対し速やかに当該違反を是正す

		るために必要な措置を講ずるよう求めることができること。
1 1	約定事項の違反の是正等及び報告	受注者は、1 0の項に規定する求めを受けたときは、速やかに当該違反を是正する措置その他必要な措置を講じ、その結果について区に報告しなければならないこと。
1 2	公契約の解除等	区は、受注者又は受注関係者が次のいずれかの事由に該当するときは公契約の解除等を行うことができ、当該解除等により受注者又は受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 第12条第1項に規定する報告の求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査等における質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 1 0の項に規定する求めに応じないとき。 1 1の項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
1 3	損害賠償責任	受注者は、区が1 2の項に規定する事由による公契約の解除等をした場合において、当該公契約の解除等により区に損害が生じたときは、当該損害を賠償しなければならないこと。
1 4	公契約の解除等に係る違約金	区は、1 2の項に規定する事由による公契約の解除等をしたときは、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
1 5	受注者と受注関係者との契約	受注者は、受注関係者と契約を締結するときは、当該受注者が遵守すべき約定事項について、受注関係者が当該受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

墨田区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区公契約条例（令和5年墨田区条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める公契約)

第3条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める公契約は、次の各号に掲げるものとする。

区の施設の清掃、受付、警備（機械警備を除く。）その他の維持管理のみを契約の目的とする公契約

給食調理のみを契約の目的とする公契約

学校の管理のみを契約の目的とする公契約

自動車の運行のみを契約の目的とする公契約

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める公契約

(条例第8条第3項に規定する方法)

第4条 条例第8条第3項に規定する方法については、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(条例第12条第2項に規定する区職員の身分を示す証明書の様式)

第5条 条例第12条第2項に規定する区職員の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）によるものとする。

(条例第13条第1項第3号に規定する規則で定める事項)

第6条 条例第13条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

公契約の件名及び締結の日

解除等をした日及びその理由

前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の会長)

第 7 条 審議会に会長を置き、委員のうちから、互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の議事)

第 8 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第 3 項の規定により会長の職務を代理する者が定められていないときは、区長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第 14 条第 3 項各号に掲げる者のうちからそれぞれ 1 人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、会長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、公開しないことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(オンラインによる審議)

第 9 条 会長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合において、会議を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による審議（以下「オンライン審議」という。）により会議を開催し、又はオンライン審議の方法により一部の委員を会議に参加させることができる。

2 オンライン審議における前条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、前項の方法により参加した者を会議に出席したものとみなす。

(審議会の庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(条例別表 6 の項に規定する報告)

第 1 1 条 条例別表 6 の項に規定する報告は、次の各号に掲げる事項について、区長が指定する日までに、書面において行うものとする。

雇用契約の締結の状況

労働報酬の支払の状況

労働時間の管理の状況

約定事項の遵守の状況

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 受注者は、前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速やかに区長に報告しなければならないものとする。

(条例別表 7 の項に規定する規則で定める事項)

第 1 2 条 条例別表 7 の項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

労働報酬下限額

労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

条例第 1 1 条に規定する申出に関する事項及び当該申出をするときの連絡先

労働者等は、条例第 1 1 条に規定する申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと。

条例別表 5 の項に規定する受注者の連帯責任に関する事項

(補則)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 7 条から第 10 条までの規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

別記様式（表）

第		号	
身 分 証 明 書			
所 属			
職			
氏名			
年	月	日生	
上記の者は、墨田区公契約条例第12条第1項の規定による立入検査等の権限を有する者であることを証明する。			
発行日	年	月	日
有効期間	年	月	日
墨田区長		印	

縦 60 mm
横 90 mm

別記様式（裏）

墨田区公契約条例（抜粋） （報告、検査等） 第12条 区長は、区に対し前条の規定による申出があったとき、又は第8条第1項及び第10条の規定により約定した事項（以下「約定事項」という。）の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者又は受注関係者に対し必要な報告を求め、又は区職員をして当該受注者若しくは受注関係者の事業所等に立ち入らせ、労働者等に係る労働条件等が分かる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定による検査又は質問（以下「検査等」という。）を行う区職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--



令和6年12月16日

墨田区長 山 本 亨 様

墨田区公契約審議会
会長 鈴木 利 治



令和7年度労働報酬下限額の設定について（答申）

令和6年10月11日付け6墨総契第313号により諮問のありました標記の件につきまして、墨田区公契約条例第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者、一人親方

令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されていない、「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」の3職種については、以下のとおり、類似する業務の職種における単価を準用し、当該3職種の公共工事設計労務単価が示された場合は、示された単価を基に算出するのが妥当である。

職種	準用する職種
タイル工	内装工
屋根ふき工	板金工
建築ブロック工	石工

(2) (1)以外の労働者等（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和7年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2 工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額

1時間あたり1,349円とするのが妥当である。

